

食安監発第0218010号  
平成21年2月18日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成21年1月30日付け食安監発第0130006号当職通知）により、記の1に掲げる施設から出荷された貨物若しくは記の1の施設でとさつされ、他の施設を経由して出荷された製品の届出があった際は当課あてに報告をお願いしたところです。

今般、米国農務省から出荷施設の改善措置の実施を確認したこと、及び本年2月17日から対日輸出を再開する旨の連絡がありました。

このため、記の1の施設において2月17日以降にと畜処理された牛肉等の届出については、検疫所における現場検査等の結果に問題がない場合には、輸入届出済証を交付し、また、1月27日から2月16日までの間に記の1の施設においてと畜処理された牛肉等の届出については、貨物を保留の上、企画情報課検疫所業務管理室を通じ、当課あて連絡するようお願いいたします。

記

1. 出荷施設：グレーターオマハ社 （施設番号960／960A）（ネブラスカ州）
2. 経由施設：スカイラークミート社（施設番号4215）（ネブラスカ州）  
アイオワパシフィック社（施設番号2327）（アイオワ州）